

公益社団法人日本建築士会連合会 御中
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 御中
公益社団法人日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもエコすまい支援事業における「工事出来高確認書」のご協力をお願い

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月 2 日に成立した令和 4 年度補正予算において、子育て世帯・若者世帯夫婦による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得等を支援する「こどもエコすまい支援事業（以下、本事業）」が創設されました。（別添 1 参照）

本事業においては、令和 3 年度補正予算で創設した「こどもみらい住宅支援事業」と同様に、対象となる新築住宅に係る補助金交付申請の際に必要な「工事出来高確認書」を、下記の通り建築士に発行していただくこととしております。本事業の申請者となる事業者からこれらの書類の作成依頼があった場合は、当該依頼にご協力いただきたい旨、建築士に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 事業名：こどもエコすまい支援事業
- ・ 交付申請の期間：令和 5 年 3 月下旬予定～予算上限に達するまで
(遅くとも令和 5 年 12 月 31 日まで)
- ・ 工事出来高確認書：新築住宅の建築において以下を建築士が証明する書類（別紙 2）
 - ・ 対象工事（基礎工事より後の工程の工事）の着手（予定）日
 - ・ 一定の工事出来高に到達していること
 - ・ 土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないこと
 - ・ 本住宅の建築に係る工事が都市再生特別措置法第 88 条第 1 項に基づく届出の対象である場合、当該届出をした者が、都市再生特別措置法第 88 条第 5 項の規定による、同条第 3 項における本住宅に係る勧告に従わなかった旨を公表されていないこと
- ・ (参考) こどもエコすまい支援事業 公式ホームページ

URL：<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>

<別添>

- 別添 1 こどもエコすまい支援事業の概要
- 別添 2 こどもエコすまい支援事業補助金 工事出来高確認書

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 八木（内線39428）

係長 水落（内線39471）

<こどもエコすまい支援事業お問合せ窓口>

電話：0570-200-594

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

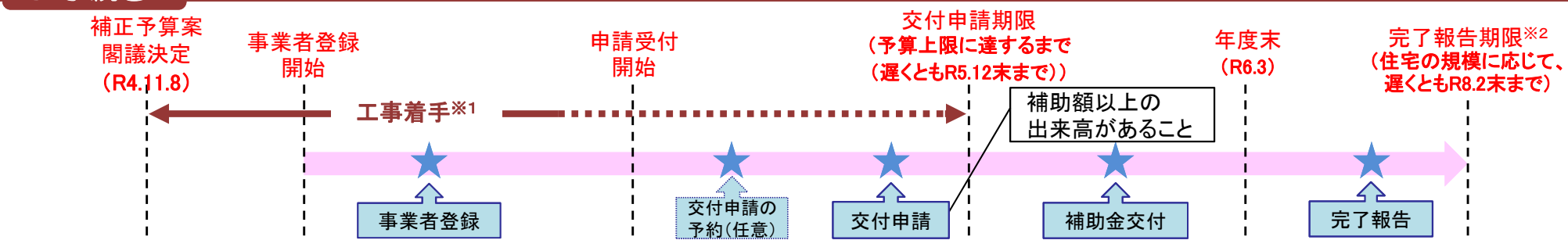
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
OZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸

住宅のリフォーム*

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸
※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)とのワンストップ対応を予定

こどもエコすまい支援事業補助金 工事出来高確認書

以下のとおり、要件を満たす工事出来高を達成していることを確認しました。

また、工事の状況や写真の報告についても、実際の物件、工事のものであることを確認しました。

証明を行った建築士の情報

Table with 4 columns: 建築士の種別, フリガナ, 氏名, 登録を受けた都道府県, 登録番号, 連絡先

*1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

*2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

対象となる住宅の情報

Table with 4 columns: 対象となる住宅の所在地, 階数, 建築着工日, 工事完了(予定)日, 対象工事の着手(予定)日, 住宅の立地, 都市再生特別措置法による公表の有無

*1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

*2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域(住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる(住宅(建物)の一部でも当該区域に該当する場合)区域を含む)

*3 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」において、一定の規模以上(3戸以上又は1戸若しくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発行為を行うとする者は、市区町村へ届け出を行わなければならない、と定められています

*4 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上又は1戸若しくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき、住宅等の立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市長村長により公表できる、と定められています

出来高の報告

Table for reporting completion amount with fields for date, checkboxes for on-site confirmation, and a calculation formula: 建物工事総額 x 工事出来高 % >= 100万円 x 住戸数

*1 現地を確認した日

【確認書別紙】工事状況の写真報告

番号		内容		番号		内容	
番号		内容		番号		内容	
番号		内容		番号		内容	